

令和7年度 白鷹町条件付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白鷹町が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の5の2の規定による入札に参加する者に必要な資格を定めて行う一般競争入札方式（以下「条件付き一般競争入札」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 条件付き一般競争入札の対象となる工事は、別表に定める金額を超える工事のうち、白鷹町建設工事等指名業者選定審査委員会規程第1条に定める白鷹町建設工事等指名業者選定審査委員会（以下「指名委員会」という。）において、業種、規模等を考慮して選定する工事とする。

(入札の公告)

第3条 条件付き一般競争入札を実施するときは、白鷹町財務規則（昭和59年規則第1号。以下「規則」という。）第72条の規定に基づき所管ごと公告するとともにその周知を図るものとする。

(入札参加者の資格)

第4条 条件付き一般競争入札に参加することができる者は、規則第73条に定める登録簿に登録され、かつ、次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 建設業にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (3) 当該工事に対応する建設業の許可業種に係る経営事項審査結果の総合数値が、基準を満たしていること。
- (4) 当該工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者等を適正に配置できること。
- (5) 白鷹町建設工事請負業者指名停止要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 前各号のほか、当該工事ごとに定める条件を満たしていること。

(入札参加資格の確認申請書の提出)

第5条 条件付き一般競争入札への参加を希望する者は、条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)を所定の期限までに町長に提出しなければならない。

(入札参加資格の確認)

第6条 町長は、第4条に定める条件付き一般競争入札参加資格の有無について確認を行うものとする。

2 町長は、前条の条件付き一般競争入札確認申請書等の提出があった者に対し、確認の結果を参加資格確認結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 入札参加資格がないと認められた者は、所定の期限まで書面により説明を求めることができる。

4 町長は、前項の規定により説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(入札参加資格の決定)

第7条 町長は、条件付き一般競争入札の対象となる工事の入札参加資格について、指名委員会の報告を受けて決定するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ指名委員会において別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

工事区分	土木・建築一式工事
設計金額	2,000万円(税抜)

様式省略